

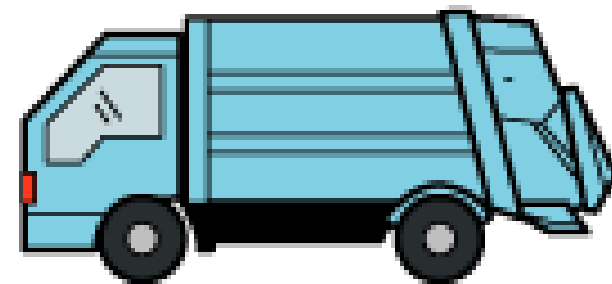
# ドライバーが知っておくべき 廃棄物処理法の基礎知識

令和3年1月27日（水）

埼玉県環境部産業廃棄物指導課 前田恵美

## 収集運搬業者は

- 昨今、エッセンシャルワーカーとして注目
- 最も身近な廃棄物処理業者
- 産業廃棄物処理業界のイメージを左右する重要な存在



本日は、収集運搬業に関わるみなさまに是非知っておいて

いただきたい廃棄物処理法の基礎知識をご紹介します。

# 本日の内容

- 廃棄物処理法の概要

目的

廃棄物の区分

- 排出事業者の処理責任
- 収集運搬に係る処理基準
- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の取扱い

# 廃棄物処理法の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
(昭和45年法律第137号)

一般的に「廃棄物処理法」、「廃掃法」と略称されます。

## 目的

この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。【法第1条】

今回「法」と表記した場合は廃棄物処理法を指します。

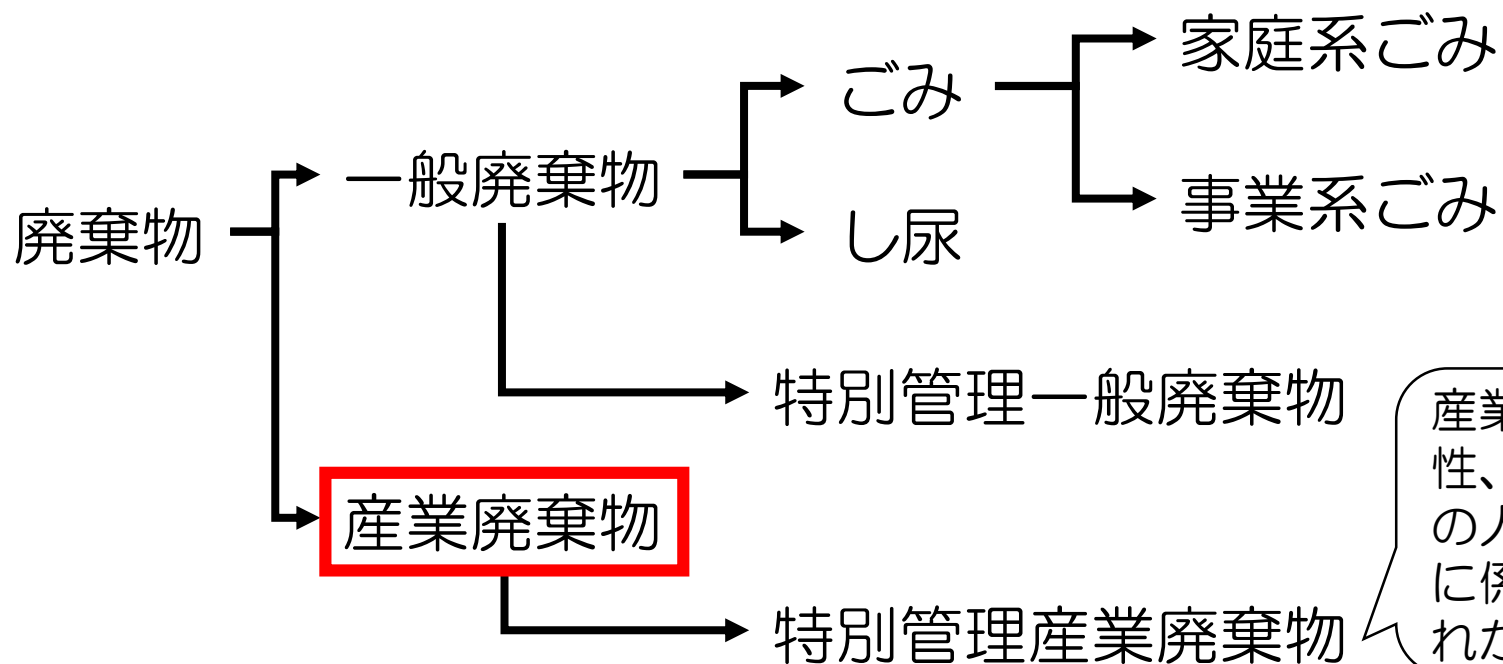
### 【参考】個別物品の特性に応じた規制

- 容器包装リサイクル法
- 家電リサイクル法
- 食品リサイクル法
- 建設リサイクル法
- 自動車リサイクル法
- 小型家電リサイクル法

廃棄物に関する法律としては、廃棄物処理法のほか、資源の有効な利用の確保と廃棄物の発生抑制及び環境の保全を目指す「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）、個別の物品の特性に応じて制定された6つのリサイクル法、が整備されています。

# 廃棄物処理法の概要

## 廃棄物の区分

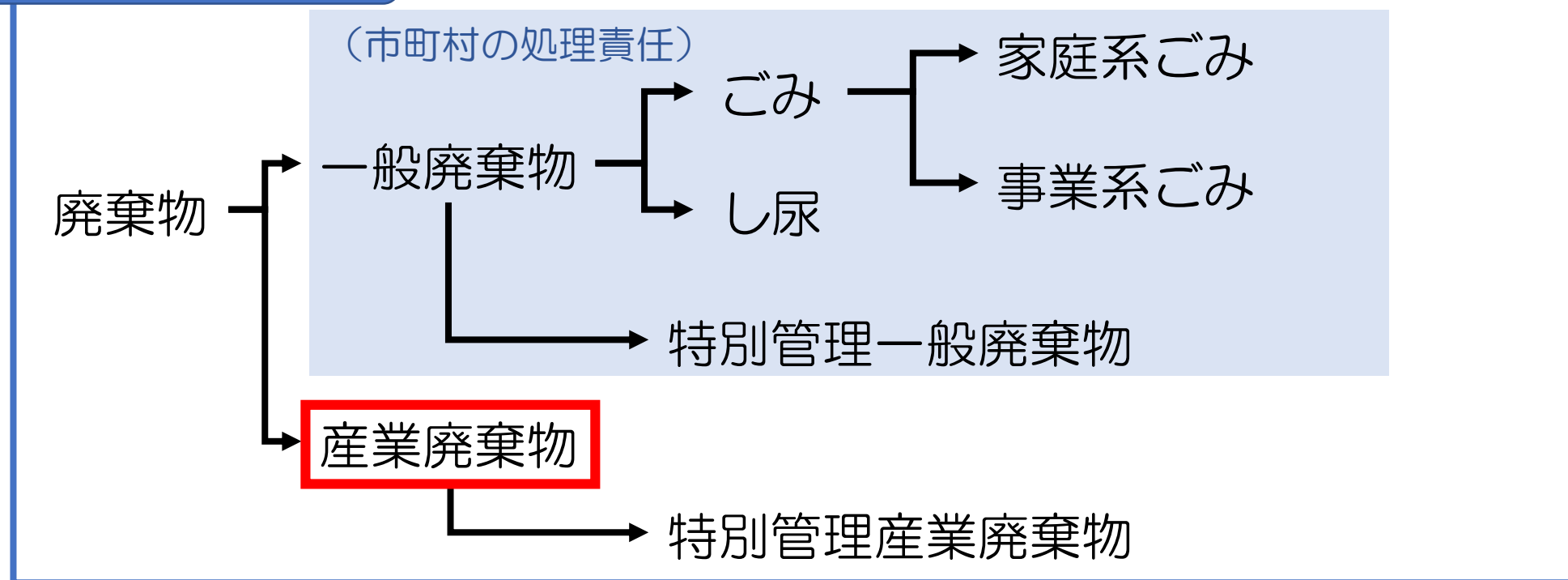


産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」で定める廃棄物と輸入された廃棄物に限られています。このため、産業廃棄物以外はみな一般廃棄物に分類されます。

# 廃棄物処理法の概要

## 廃棄物の区分



主に家庭から出る「一般廃棄物」は、市町村が処理責任を負うことになっています。一方、事業活動に伴って生じる「産業廃棄物」については、汚染者負担原則に基づき、その処理責任を排出事業者が負っています。

## 本日の内容

- 廃棄物処理法の概要

目的

廃棄物の区分

- 排出事業者の処理責任
- 収集運搬に係る処理基準
- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の取扱い

# 排出事業者の処理責任

## 事業者の責務

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

【法第3条第1項】

## 排出事業者責任

事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

【法第11条第1項】

## 自ら処理する場合

事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（**産業廃棄物処理基準**）に従わなければならない。

【法第12条第1項 概要】

不適正な処理がされないように、自己処理であっても基準が適用されます。

→ 自ら処理できない場合は？



## 他人に委託する場合

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については**産業廃棄物収集運搬業者**その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。【法第12条第5項 概要】

事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準（＝委託基準）に従わなければならない。【法第12条第6項 概要】

## 産業廃棄物処理業者による処理

産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、**産業廃棄物処理基準**に従い、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。【法第14条第12項 概要】

# 本日の内容

- 廃棄物処理法の概要

目的

廃棄物の区分

- 排出事業者の処理責任
- 収集運搬に係る処理基準
- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の取扱い

# 収集運搬に係る処理基準

## 生活環境保全に必要な措置

- イ 収集又は運搬は、次のように行うこと。
  - (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
  - (2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 産業廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- ハ 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

【廃棄物処理法施行令第3条第1号（施行令第6条第1号の読み替え）抜粋】

# 収集運搬に係る処理基準

## 収集運搬車

運搬車の車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。【廃棄物処理法施行令第6条第1号イ 概要】

### 《表示》許可業者の場合

- 産業廃棄物の収集運搬車である旨
- 氏名又は名称
- 許可番号（下6ケタ）

産業廃棄物収集運搬車

〇〇産業株式会社

埼玉県許可 第123456号

文字・数字の大きさ：日本産業規格Z8305

← 140ポイント以上

← 90ポイント以上

← 90ポイント以上

車体の両側面に鮮明に表示する

# 収集運搬に係る処理基準

## 収集運搬車

運搬車の車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。【廃棄物処理法施行令第6条第1号イ 概要】

### 《書面》

#### 紙マニフェストの場合

- 収集運搬業許可証の写し
- 紙マニフェスト

#### 電子マニフェストの場合

- 収集運搬業許可証の写し
- 電子マニフェスト加入証の写し
- 必要事項を記載した書面（受渡確認票）又は電磁的記録

産業廃棄物の種類及び数量  
委託者の氏名又は名称  
産業廃棄物の積載日並びに積載した事業場の名称及び連絡先  
運搬先の事業場の名称及び連絡先

## 《参考》 産業廃棄物の収集運搬に係る処理基準

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項 抜粋)

**第六条** 法第十二条第一項の規定による産業廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一 産業廃棄物の収集又は運搬に当たっては、第三条第一号イから二までの規定の例によるほか、次によること。

イ 運搬車の車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。

ロ 石綿が含まれている産業廃棄物であつて環境省令で定めるもの（以下「石綿含有産業廃棄物」という。）又は水銀若しくはその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となつたものであつて環境省令で定めるもの（以下この項において「水銀使用製品産業廃棄物」という。）の収集又は運搬を行う場合には、第三条第一号ホの規定の例によること。

ハ 産業廃棄物の積替えを行う場合には、第三条第一号への規定の例によること。

ニ 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の積替えを行う場合には、第三条第一号トの規定の例によること。

ホ 産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号チ及びリの規定の例によるほか、当該保管する産業廃棄物の数量が、環境省令で定める場合を除き、当該保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量に七を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

ヘ 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号トの規定の例によること。

## 本日の内容

- 廃棄物処理法の概要

目的

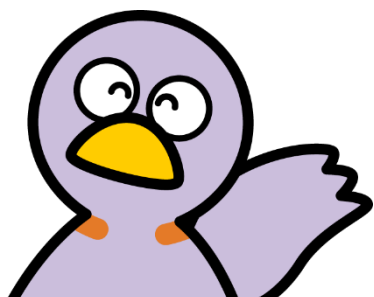
廃棄物の区分

- 排出事業者の処理責任
- 収集運搬に係る処理基準
- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の取扱い

# 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の取扱い

## マニフェスト制度

- ・「紙マニフェスト」と「電子マニフェスト」の2種類がある。
- ・紙マニフェストは複写式伝票となっており、排出事業者から収集運搬業者、そして処分業者へ、産業廃棄物の流れに合わせて移動し、収集運搬・処分の各工程が終了するごとに排出事業者に写しが戻り、適正処理が確認できる仕組み。
- ・電子マニフェストはマニフェスト情報を電子化したもので、利用する場合には、排出事業者と委託先の収集運搬業者、処分業者の3者がこの制度に加入する必要がある。



ちなみに  
紙マニフェストは埼玉県環境産業振興協会でも購入することができます



# 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の取扱い

## 写しの送付等

産業廃棄物の運搬を受託した者は、運搬を終了したときは、管理票に環境省令で定める事項を記載し、環境省令で定める期間内に、管理票交付者に当該管理票の写しを交付しなければならない。この場合において、当該産業廃棄物について処分を委託された者があるときは、当該処分を委託された者に管理票を回付しなければならない。【法第12条の3第3項 概要】

### 環境省令で定める事項

- 一 氏名又は名称
- 二 運搬を担当した者の氏名
- 三 運搬を終了した年月日
- 四 積替え又は保管の場所において受託した産業廃棄物に混入している物（有償で譲渡できるものに限る。）の拾集を行つた場合には、拾集量

### 環境省令で定める期間

運搬を終了した日から10日

# 収集運搬業者のマニフェスト記載事項

## 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) B1票

交付年月日	平成 30年 8月 3日	交付番号	21096059854	発出業者	交付相手	氏名	田中 ○男 (印)
発出業者 (排出口)	氏名又は名称 (株)OX工業		住所 〒333-3333 電話番号 0123-45-6789 埼玉県さいたま市〇〇区XX 1-2-3		名称 (株)OX工業 △△工場	住所 〒345-6789 電話番号 098-765-45XX 埼玉県さいたま市△△区〇〇4-5-6	
	住所 〒333-3333 電話番号 0123-45-6789 埼玉県さいたま市〇〇区XX 1-2-3		住所 〒345-6789 電話番号 098-765-45XX 埼玉県さいたま市△△区〇〇4-5-6				
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら		<input type="checkbox"/> 200 金属くず		<input type="checkbox"/> 700 引火性廃油		数量(及び単位) 4 m <sup>3</sup>
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥		<input checked="" type="checkbox"/> 300 汎用プラスチック		<input type="checkbox"/> 7401 燃えがら(有害)		
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油		<input type="checkbox"/> 400 紙くず		<input type="checkbox"/> 7402 漆油(有害)		産業廃棄物の名称 計測機器
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸		<input type="checkbox"/> 500 かわりくず		<input type="checkbox"/> 7403 汚泥(有害)		
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ		<input type="checkbox"/> 600 家畜のふん尿		<input type="checkbox"/> 7404 廃アルカリ		有害物質等 処分方法 破碎
	<input checked="" type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類		<input type="checkbox"/> 700 漆塗の粉体		<input type="checkbox"/> 7405 廃アルカリ汚泥		
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず		<input type="checkbox"/> 800 ばいじん		<input type="checkbox"/> 7406 ばいじん汚泥		有害物質等 処分方法 破碎
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず		<input type="checkbox"/> 900 13号廃棄物		<input type="checkbox"/> 7407 有害物質汚泥		
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず		<input type="checkbox"/> 000 遺棄系図形小動物		<input type="checkbox"/> 7408 廃石粉等		有害物質等 処分方法 破碎
	<input type="checkbox"/> 1000 重機物性くず		<input type="checkbox"/> 1000 遺棄系図形小動物		<input type="checkbox"/> 7409 廃石膏等		
<input type="checkbox"/> 1100 コムくず		<input type="checkbox"/> 1000 遺棄系図形小動物		<input type="checkbox"/> 7410 廃石膏等		有害物質等 処分方法 破碎	
中間受託 収集運搬業者	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(原票番号) <input type="checkbox"/> 登録記載のとおり <input type="checkbox"/> 当票記載のとおり						
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当票記載のとおり						
輸送委託者	氏名又は名称 △△運輸(株)		住所 〒300-0000 電話番号 048-000-0000 埼玉県川口市△△町1234		名称 〇×リサイクル(株)	住所 〒3XX-XXXX 電話番号 048-XXX-XXXX 埼玉県川越市〇×町5678	
	住所 〒300-0000 電話番号 048-000-0000 埼玉県川口市△△町1234		住所 〒3XX-XXXX 電話番号 048-XXX-XXXX 埼玉県川越市〇×町5678				
処分委託者	氏名又は名称 〇×リサイクル(株)		住所 〒3XX-XXXX 電話番号 048-XXX-XXXX 埼玉県川越市〇×町5678		名称 〇×リサイクル(株)	住所 〒3XX-XXXX 電話番号 048-XXX-XXXX 埼玉県川越市〇×町5678	
	住所 〒3XX-XXXX 電話番号 048-XXX-XXXX 埼玉県川越市〇×町5678		住所 〒3XX-XXXX 電話番号 048-XXX-XXXX 埼玉県川越市〇×町5678				
届出の発行	(発行者の氏名又は名称) (届出担当者の氏名)		△△運輸(株) 埼玉 太郎	受領印	届出年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	数量(及び単位) 0.5 m <sup>3</sup>
処分の実行	(発行者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)			受領印	処分年月日	平成 年 月 日	最終処分 年月日 平成 年 月 日

令和2年12月28日から、受領印の押印は不要となりました。

# 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の取扱い

## 保存

運搬受託者は、管理票交付者に管理票の写しを送付したとき（処分業者に管理票を回付したときを除く。）は当該管理票を当該送付の日から、処理が終了した処分業者から管理票の写しの送付を受けたときは当該管理票の写しを当該送付を受けた日から、それぞれ環境省令で定める期間保存しなければならない。

【法第12条の3第9項 概要】

環境省令で定める期間  
5年

最後にドライバーのみなさまにお伝えしたいことがあります。


収集運搬業に関して寄せられる苦情

## パターン①

- 道路でゴミを撒き散らしながら走っていた。
- 前を走っている収集運搬車から飛んできた木片でフロントガラスにヒビが入った

産業廃棄物処理基準（法第14条第12項）に違反  
＝飛散流出

道路交通法（第71条第4号の2）にも違反  
他車を傷つければ民事上の責任も発生

 行政処分もあり得る（事業停止等）


## 収集運搬業に関して寄せられる苦情

### パターン②

- 収集運搬車の運転が乱暴である
- 収集運搬車が交通違反をしていた

道路交通法には違反するかもしれないが廃棄物処理法の違反ではない

しかし、道路交通法でも役員が禁錮刑以上の刑を受けると

 許可取消もあり得る（欠格要件）

## 収集運搬業に関して寄せられる苦情

### パターン③

- コンビニの車いす専用駐車場に停めている
- エンジンを掛けっぱなしにして休憩している

法律には違反しない、マナーの問題かもしれないが、運搬車両の表示を見ている人は多い



会社の信用失墜  
産業廃棄物処理業界のイメージダウン



ドライバーのみなさまおひとりおひとりが、  
会社の看板を背負っています。

## 3S運動の取組について

会社の看板を背負っていることを積極的に活かしていただける取組です。

### 従来の産業廃棄物処理業界のイメージ

- きつい、汚い、危険（いわゆる3K）
- 不法投棄や不適正処理を行っているのではないか



就職先として選んでもらえない  
人材の確保が難しい  
排出事業者と対等な立場に立てない

### 3S運動とは

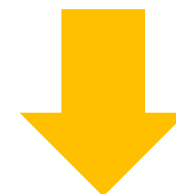
3つのS（スマイル、セイケツ、スタイル）で、廃棄物処理業から地域に愛され信頼される環境産業へのステージアップを目指す運動

スマイル (Smile) 笑顔でお客様をお迎え  
セイケツ (Seiketsu) きれいな明るく整備された工場・職場へ  
スタイル (Style) 身だしなみからイメージチェンジ



### セイケツの例

事業所の周辺を定期的に清掃する活動



職場がきれいになるだけでなく、  
近隣からの好感度もアップし、  
より働きやすい職場環境になる。



## 収集運搬業者ならではの3S運動



収集運搬車両をセイケツに保つ



安全運転スタイルの徹底



運搬車両で会社のイメージアップ

みなさまの毎日の業務の延長線上に3S運動があります。是非3S運動にご参加ください。

詳しくは埼玉県のホームページをご覧ください。  
産業廃棄物処理業から環境産業へのステージアップ  
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/stageup.html>

